

（表面）

御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録

御嵩町長 宛

わたしは、日々の生活において省エネなど環境にやさしい取り組みを実践するとともに、大規模災害により甚大な被害等が発生した場合において、電気の供給が復旧するまでの間、自宅に設置した太陽光発電システムの自立運転機能を活用して、発電できる電気を無償で近所の住民に提供し、地域で互いに支え合う共助を率先して実行することを約束し、御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録を行います。

なお、大規模災害が発生した際には、御嵩町太陽の恵みご近所支え合い登録者として、住所・氏名・電話番号を町が自治会長等に公表することを承諾します。

年 月 日

事業所名（事業所のみ）

個人又は事業主氏名（自署）

⑩

住 所

電 話 番 号

自 治 会 名

(裏面)

登録にあたっての注意事項

- この補助制度は、太陽光エネルギーの普及促進と災害に強いまちづくりを目指して創設した制度であり、大規模災害により甚大な被害等が発生した場合において、補助金受給者に対し可能な範囲で助け合い協力をお願いするもので、倒壊、故障、経年劣化など諸事情によって協力が出来なかった場合においても、補助金の返還は求めません。
- 登録者は、大規模災害が発生した際、町や自治会長などから協力要請がない場合においても、率先して助け合い協力を行っていただきます。
- 避難指示などが出た場合は、町の指示に従い、地域支援より避難を優先しなければなりません。
- 自立運転機能では、利用量が限られるため、最優先課題となる情報の把握や生命の安全につながる内容から協力してください。
- 町は、この制度による登録者リストを保管し、大規模災害が発生した際、お住まいの地域の自治会長等に公表します。

◆共助を行う具体的な協力内容例◆

供給上限 1,500Wの 範囲で協 力	<ul style="list-style-type: none">・携帯電話の充電協力 (携帯電話付属のテレビ、メール、web等の利用が可能となる)・充電型電気機器の充電協力 (エネループ等充電電池で懐中電灯、ラジオが利用可能となる)・電気ポットによるお湯の提供協力 (水があれば非常食や乳児ミルクが容易に作れ、熱湯消毒も可能となる)・井戸水ポンプへの電源提供協力 (近くに井戸がある場合、水の確保が可能となる)・炊飯協力(炊飯器、米、水などを持ち寄る事ができた場合)・冬期における暖房協力・夏期における冷蔵庫協力(医薬品の保存など生命の安全対策となる)
------------------------------	--